

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

令和 7 年 3 月 1 日現在

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

管理者：岩朝 昭

## 1.施設基準の適合性に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨、四国厚生支局長に届出を行っています。

(1)基本診療料の施設基準等	(2)特掲診療料の施設基準等
<ul style="list-style-type: none"><li>* 機能強化加算</li><li>* 療養病棟入院基本料 1 在宅復帰機能強化加算</li><li>* 療養病棟療養環境改善加算 1</li><li>* 協力対象施設入所者入院加算</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>* がん治療連携指導料</li><li>* 在宅療養支援病院</li><li>* 介護保険施設等連携往診加算</li><li>* 在宅時医学総合管理料</li><li>* 施設入居時等医学総合管理料</li><li>* CT 撮影(マルチスライス CT 撮影)</li><li>* 脳血管疾患等リハビリテーション料 3</li><li>* 運動器リハビリテーション料 2</li><li>* 人工腎臓 導入期加算 1 透析液水質確保加算 2 下肢抹消動脈疾患指導管理加算</li><li>* 外来・在宅ベースアップ評価料 1</li><li>* 入院ベースアップ評価料 28</li></ul>

## 2.入院基本料に関する事項

当院では、1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と7人以上の看護助手が勤務しております。

\*朝9時～夕方5時

看護職員1人あたりの受け持ち患者は9人以内です。

看護助手1人あたりの受け持ち患者は7人以内です。

\*夕方5時～朝9時

看護職員1人あたりの受け持ち患者は22人以内です。

## 3.入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養費(Ⅰ)

当院は、入院時食事療養Ⅰ・入院時生活療養費Ⅰに適合しております。

入院患者様の食事は、当院の管理栄養士の栄養管理の下で作成した献立による食事を適時(夕方は午後6時以降)適温で提供しています。

## 4.当院では、次にあげる費用について使用料や利用回数に応じて実費の負担をお願いしております(金額はすべて税込)。

*テレビリース代	1日につき	300円	
*イヤホン代	1個	150円	
*差額ベッド代	1日につき	1,000円	1室(203号室)
	1日につき	1,500円	2室(211・303号室)
	1日につき	2,000円	3室(216・217・302号室)
*個人用冷蔵庫代	1日につき	50円	
*洗濯代	1回	600円	
*乾燥機代	20分	100円	
*オムツカバー	Mサイズ 1枚	160円	
	Lサイズ 1枚	180円	
*尿取りパッド	1枚	40円	
*夜用パッド	1枚	40円	
*紙パンツ	1枚	110円	
*おしりふき	1袋	300円	

なお、治療(看護)に関するサービスや物について、衛生材料等の費用の徴収、その他名目での費用徴収は一切行っておりません。